

第66回

GLOBERIDE

A Lifetime Sports Company

定時株主総会招集ご通知

2020年4月1日 — 2021年3月31日

開催日時 2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所 東京都東久留米市前沢3丁目14番16号
当社本店大会議室
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

お土産のご用意はございません。

（新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましても、当日のご来場は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

また、会場において、株主様の安全に配慮した感染防止に必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	3
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	10
（添付書類）	
事業報告	11
連結計算書類等	29
監査報告書	35

グローブライド株式会社

証券コード：7990

株 主 各 位

東京都東久留米市前沢3丁目14番16号
グローブライド株式会社
代表取締役社長 鈴木 一成

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都東久留米市前沢3丁目14番16号 当社本店大会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第66期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第66期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席される際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.globeride.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載されております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

また、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.globeride.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

【株主総会会場における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応】

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクのご持参・ご着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で検温させていただき、発熱があると認められた方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用でご対応させていただきます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.globeride.jp/ir/>）にてお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては今後の経営及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされ、各候補者が適任である旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 鈴木 一成	代表取締役社長
2	再任 藤掛 進	常務取締役フィッシング営業本部長 兼営業一部長兼CSR担当
3	再任 大竹 有司	常務取締役フィッシング営業本部副本部長 兼マーケティング一部長兼広報担当
4	再任 鈴江 浩康	常務取締役フィッシング生産本部長 兼品質、法務知財担当
5	再任 稲垣 隆	取締役ダイワ・コルモランGmbH代表取締役社長
6	再任 谷口 央樹	取締役経理部長兼経営企画室長兼情報システム担当
7	再任 黒澤 敬幸	取締役総務部長兼リスク管理、IR、お客様センター担当
8	再任 上竹 昭浩	取締役フィッシング生産本部副本部長 兼リール製造部長
9	新任 小林 忍	執行役員スポーツ営業本部長兼スポーツ営業部長
10	再任 高橋 智隆	社外 独立役員 社外取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	すずき かず なり 鈴木 一成 (1961年12月3日生) 〔再任〕	1984年 4月 当社入社 2006年 4月 当社経営企画室長 2009年 4月 当社フィッシング営業本部国内営業部長 2013年 6月 当社執行役員フィッシング営業本部国内営業部長 2014年 1月 当社執行役員スポーツ営業本部ゴルフ営業部長 2015年 6月 当社取締役スポーツ営業本部長兼ゴルフ営業部長 2017年10月 当社代表取締役社長（現任）	10,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 営業部門や経営企画部門で要職を歴任し、代表取締役就任後はその豊富な経験と経営全般に亘る高度な見識を活かし、当社グループを牽引してまいりました。今後も経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督、グループ全体の統括が期待できることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			
2	ふじ かけ すすむ 藤 掛 進 (1955年1月11日生) 〔再任〕	1977年 4月 当社入社 2005年 6月 当社フィッシング営業本部国内営業部長 2007年 6月 当社執行役員フィッシング営業本部副本部長兼国内営業部長 2012年 6月 当社上席執行役員フィッシング営業本部長 2013年 6月 当社取締役フィッシング営業本部長兼コーポレートコミュニケーション担当 2015年 6月 当社常務取締役フィッシング営業本部長 2017年 6月 当社常務取締役フィッシング営業本部長兼営業一部長兼C S R担当 2018年10月 当社常務取締役フィッシング営業本部長兼営業一部長兼営業二部長兼C S R担当 2020年 2月 当社常務取締役フィッシング営業本部長兼営業一部長兼C S R担当（現任） (重要な兼職の状況) ダイワ（オーストラリア）Pty.リミテッド 取締役会長 ダイワ・コリアCo.,リミテッド 取締役会長 ダイワ・FT・エンタープライズ（台湾）Co.,リミテッド 取締役会長 ダイワ（ホンコン）Co.,リミテッド 取締役 シンガポール・ダイワPTE.リミテッド 取締役 《000》ダイワ・ロシア 取締役 （株）ワールドスポーツ 取締役 （株）ロジスポ 取締役	5,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の主要事業であるフィッシング事業に従事し、特に国内外の営業部門において強いリーダーシップを発揮して、当社グループを牽引し、企業価値向上に尽くしてまいりました。今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	おお たけ ゆう し 大 竹 有 司 (1961年11月18日生) (再任)	1984年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社フィッシング営業本部マーケティング 部長 2013年 6 月 当社執行役員フィッシング営業本部マーケ ティング部長 2015年 6 月 当社取締役フィッシング営業本部マーケ ティング部長兼コーポレートコミュニケーシ ョン担当 2015年10月 当社取締役フィッシング営業本部副本部長 兼マーケティング一部長兼コーポレートコ ミュニケーション担当 2018年 6 月 当社常務取締役フィッシング営業本部副本 部長兼マーケティング一部長兼コーポレ ートコミュニケーション担当 2019年 4 月 当社常務取締役フィッシング営業本部副本 部長兼マーケティング一部長兼広報担当(現 任) (重要な兼職の状況) ダイワ (オーストラリア) Pty.リミテッド 取締役 ダイワ・コーポレーション 取締役 ダイワ・フランスS.A.S. 取締役 ダイワ・イタリアS.r.l 取締役 ダイワ・コルモランGmbH 取締役	4,500株
【取締役候補者とした理由】 長年に亘り当社のフィッシング事業の企画部門に深く携わり、グローバルなマーケティング部門の責 任者として、企業価値向上に尽力してまいりました。今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督 の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>すず え ひろ やす 鈴 江 浩 康 (1960年3月2日生) 〔再任〕</p>	<p>1984年4月 当社入社 2009年4月 当社フィッシング生産本部技術部長 2011年4月 当社フィッシング生産本部ロッド製造部長 2012年7月 ダイワセイコー (タイランド) Co.,リミテッド代表取締役社長 2014年6月 当社執行役員ダイワセイコー (タイランド) Co.,リミテッド代表取締役社長 2015年3月 当社執行役員フィッシング生産本部ロッド製造部長 2017年6月 当社取締役フィッシング生産本部ロッド製造部長 2019年6月 当社取締役フィッシング生産本部副本部長兼ロッド製造部長 2020年6月 当社常務取締役フィッシング生産本部長兼ロッド製造部長兼品質、法務知財担当 2020年10月 当社常務取締役フィッシング生産本部長兼品質、法務知財担当 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 那須ダイワ(株) 取締役会長 (株)ロジスポ 取締役 ゾンサン・ダイワ・スポーツングッズ・リミテッド 取締役会長 アジアダイワ (ホンコン) Co.,リミテッド 取締役</p>	3,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 技術・開発部門やロッド製造部門、そして、海外生産拠点で責任者を務めた後、フィッシング生産本部長として国内外の生産拠点を幅広く統率し、メーカーとしての企業力向上に尽力してまいりました。その実績・能力・豊富な経験を活かし、今後も経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	いな がき たかし 稲 垣 隆 (1958年1月7日生) 〔再任〕	1981年4月 当社入社 2010年4月 当社フィッシング営業本部海外営業部長 2012年6月 当社執行役員フィッシング営業本部副本部長兼海外営業部長 2014年6月 当社取締役フィッシング営業本部副本部長兼海外営業部長 2015年10月 当社取締役ダイワ・コーポレーション代表取締役社長 2018年1月 当社取締役フィッシング営業本部副本部長兼営業二部長 2018年10月 当社取締役ダイワ・コルモランGmbH代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ダイワ・スポーツ・リミテッド 取締役会長 ダイワ・フランスS.A.S. 取締役 ダイワ・イタリアS.r.l 取締役	3,500株
【取締役候補者とした理由】 長年に亘りフィッシング営業部門に属し、中でも米国及びドイツの販売子会社の社長を務めるなど、事業のグローバル化に貢献し、企業価値向上に尽力してまいりました。今後も経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者としたしました。			
6	たに ぐち ひさ き 谷 口 央 樹 (1961年8月6日生) 〔再任〕	1984年4月 当社入社 2007年5月 ダイワ・コーポレーション取締役副社長 2012年4月 当社経理部長 2015年6月 当社執行役員経理部長 2018年1月 当社執行役員経理部長兼経営企画室長 2018年6月 当社取締役経理部長兼経営企画室長 2020年6月 当社取締役経理部長兼経営企画室長兼情報システム担当(現任) (重要な兼職の状況) ウインザー商事(株) 取締役	3,400株
【取締役候補者とした理由】 当社の経理、財務、経営企画部門や海外子会社で培った深い専門知識と幅広い視野を持ち、企業価値向上に尽力してまいりました。その実績・能力・豊富な経験を活かし、今後も経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	くろ さわ たか ゆき 黒澤敬幸 (1961年9月25日生) 〔再任〕	1984年4月 当社入社 2015年10月 当社経営企画室長 2018年1月 当社総務部長 2018年6月 当社執行役員総務部長 2019年6月 当社取締役総務部長兼リスク管理、IR、 お客様センター担当(現任) (重要な兼職の状況) (株)デスコ 代表取締役社長 (株)フォーティーン 取締役	2,400株
【取締役候補者とした理由】 当社の総務・人事・経営企画部門や国内子会社と豊富な経験の中で培った幅広い知識と視野を持ち、企業価値向上に尽力してまいりました。その実績・能力・豊富な経験を活かし、今後も経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。			
8	うえ たけ あき ひろ 上竹昭浩 (1960年3月17日生) 〔再任〕	2017年8月 当社入社 2018年1月 当社フィッシング生産本部リール製造部長 2019年6月 当社執行役員フィッシング生産本部リール 製造部長 2020年6月 当社取締役フィッシング生産本部リール製 造部長 2021年4月 当社取締役フィッシング生産本部副本部長 兼リール製造部長(現任) (重要な兼職の状況) ダイワセイコー(タイランド)Co.,リミテッド 取締役会 長 トンガン・ダイワ・スポーツングッズ・リミテッド 取締役会長 (株)ワールドスポーツ 取締役	900株
【取締役候補者とした理由】 リール製造部長として業務革新に精力的に取り組み着実な成果を上げるとともに、昨年より取締役として重要な業務執行に携わってまいりました。業界の枠を越えた幅広い経験と知識を活かし、経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	こばやししのぶ 小林 忍 (1966年11月2日生) [新任]	1989年4月 当社入社 2015年10月 当社フィッシング営業本部国内営業部長 2017年10月 当社スポーツ営業本部長兼ゴルフ営業部長 2018年6月 当社執行役員スポーツ営業本部長兼ゴルフ営業部長 2019年4月 当社執行役員スポーツ営業本部長兼スポーツ営業部長(現任) (重要な兼職の状況) 株スポーツライフプラネット 取締役 株フォーティーン 取締役 ウインザー商事株 取締役	6,500株
【取締役候補者とした理由】 営業部門で培った幅広い知識と豊富な経験の下、フィッシング・ゴルフ・ラケットスポーツの3事業で営業部長を務めてまいりました。現在は、スポーツ営業本部長として強いリーダーシップを発揮し、事業を牽引すると共に執行役員として重要な業務に携わっております。その知識、経験を活かし、経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、新たに取締役候補者といたしました。			
10	たかはしともたか 高橋 智隆 (1975年3月27日生) [再任・社外・独立役員]	2003年4月 個人事務所「ロボ・ガレージ」創業 2009年3月 株ロボ・ガレージ代表取締役社長(現任) 2010年1月 東京大学先端科学技術センター特任准教授 2014年2月 内閣府経済財政諮問会議専門委員 2015年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株Marine X 取締役 大阪電気通信大学総合情報学部情報学科 客員教授 総務省異能ベリション スーパーバイザー フルジャパン戦略推進会議委員	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 世界的に有名なロボットクリエイターとして設計、デザインに関しての専門知識と経験を有しており、「釣具」と「ロボット」における「もの作り」についての助言及び国内外に亘るマーケティングに関する見識等、新しい視点から当社の経営に関与されることが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、高橋智隆氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 高橋智隆氏は当社社外取締役に就任しており、その期間は本総会終結の時をもって6年間であります。なお、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本選任につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
そみや しんじ 曾宮 伸治 (1944年1月10日生) 〔社外・独立役員〕	1972年2月 税理士登録 (現任) 1997年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役 (監査等委員) (重要な兼職の状況) 八重洲税理士法人 社員税理士	-株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 曾宮伸治氏は補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 曾宮伸治氏を補欠の社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割は、同氏が税理士として税務・会計の高い専門知識と経験を有しているとともに、当社の社外監査役を19年、監査等委員である社外取締役を2年務めており、客観的立場から当社の業務執行の意思決定に適切な提言をされることであります。
 4. 曾宮伸治氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。曾宮伸治氏が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 6. 当社は曾宮伸治氏が社外取締役に就任された場合、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(自2020年4月1日
至2021年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う昨年4月の緊急事態宣言発令後、総じて厳しい状況にありましたが、同宣言解除後は経済活動の段階的再開により徐々に持ち直しの動きも見られました。しかしながら、感染者数が昨秋以降再び増加傾向となり、今年1月には2度目の緊急事態宣言が発令される等、ウイルスの感染状況に左右される状況が続きました。また海外においても新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済停滞が長期化しており、先行きが見通せない状況が続きました。

こうした経済状況の下、当社グループの属するスポーツ・レジャー用品等の業界は、当社グループの提案するフィッシングを中心としたスポーツ・レジャーが、コロナ禍において密閉・密集・密接のいわゆる「3密」を避ける等、これからの時代にマッチしたレジャーとして支持を広げると共に、自然志向や健康志向が全世界に広がりを見せる中、自然とスポーツを愛する人々に貢献するために、ライフタイム・スポーツ（人生を豊かにするスポーツ）の提案に鋭意努めてまいりました。その結果、当連結会計年度におきましては、売上高は1,003億4百万円（前期比13.6%増）となりました。利益面におきましては、増収効果により、営業利益は74億5百万円（前期比104.9%増）、経常利益は71億4千5百万円（前期比131.6%増）となりました。特別損益につきましては、投資有価証券売却益を計上した一方、ラケットスポーツ用品の小売事業を展開している当社の連結子会社であるウインザー商事株式会社、及び本社ゴルフ事業においてコロナ禍の影響による収益悪化に伴い、現有資産を減損処理することといたしました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は47億9千7百万円（前期比327.2%増）となりました。

事業別売上高の実績は次表のとおりであります。

(単位：百万円、%)

事業別	第 65 期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	第 66 期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	差引増減	前 期 比 増 減 率
フィッシング事業	78,031	91,150	13,118	16.8
ゴルフ事業	4,176	4,576	399	9.6
スポーツ事業	5,683	4,184	△1,498	△26.4
その他の事業	366	392	26	7.1
売上高総合計	88,258	100,304	12,045	13.6

主な事業の概況は次のとおりであります。

〔フィッシング事業〕

主力のフィッシング用品の販売は、革新的なダイワテクノロジーなどの新たな技術開発により、世界のフィッシング・ギアをリードすると共に、新しい釣り方を提案するなど、市場の創造にも積極的に取り組んでおります。国内においては、フィッシングを中心としたアウトドアレジャーが、コロナ禍において密閉・密集・密接のいわゆる「3密」を避ける等これからの時代にマッチしたレジャーとして幅広い層からの支持を頂いたことに加え、コアユーザーへのこだわりの高機能な製品から初心者・ファミリー層への手ごろに楽しめるエントリー製品の充実に至るまで、多様な市場ニーズの対応に注力して参りました。一方海外においても、グローバル・マーケティングの強化によりそれぞれの市場ニーズに合った製品の開発、拡販に取り組んでまいりました。その結果、売上高は911億5千万円（前期比16.8%増）となりました。

〔ゴルフ事業〕

ゴルフ用品の販売は、「ONOFF」（オノフ）及び「FOURTEEN」（フォーティーン）を中心としたブランドの訴求と確かなモノづくり、そしてお客様一人ひとりに最適なクラブを提供するための品揃えとフィッティングサービス等の施策を積極的に展開してまいりました。その結果、売上高は45億7千6百万円（前期比9.6%増）となりました。

〔スポーツ事業〕

スポーツ事業は、「Prince」（プリンス）ブランドのラケットスポーツ用品販売及び「Corratec」（コラテック）・「FOCUS」（フォーカス）ブランドを中心としたサイクル用品の販売であります。コロナ禍の影響を受け、需要が減少したことから、売上高は41億8千4百万円（前期比26.4%減）となりました。

〔その他の事業〕

その他の事業は、物流事業並びに当社グループの福利厚生サービス事業等がありますが、売上高は3億9千2百万円（前期比7.1%増）となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループは、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災など、厳しい経営環境下にあっても、縮小均衡の先には未来はないとの考えから、2012年度より、経営の軸足を守りから攻めに転じ、売上の拡大に鋭意努めてまいりました。

また、2020年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による甚大な影響が全世界に及ぶ中、緊急対応としての「守りの経営」に機動的に着手し、業績の確保に努めました。

このような中、未曾有のコロナ禍にあってもグローバル・サプライチェーンの維持・強化を図ると共に、当社が提唱するライフタイム・スポーツ（人生を豊かにするスポーツ）の創造・普及に努め、9期連続の増収を果たすと共に、10期連続の増配を実現いたしました。

未だコロナ禍の影響が及ぶ中、国内における少子高齢化・総人口減少問題や、先行き不透明な世界経済など、市場環境は予断を許さない状況が続くものと予測されますが、これまでの取り組みと成果を踏まえ、今後も「攻めの経営」を堅持し、持続的に成長可能な事業基盤を構築すべく、グループを挙げて一層の躍進に挑戦してまいります。

当社グループは、「新・中期経営計画2023（2021年度～2023年度）」を策定し、最終年度（2023年度）の到達目標を以下のとおり設定いたしました。

	到達目標	参考	
	2023年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2020年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2020年度対比
連結売上高	1,250億円	1,003億円	25%増収
連結営業利益	100億円	74億円	35%増益
1株当たり配当金(年間)	85円	70円	15円増配

当社グループは、経営戦略の柱となる施策を以下のように設定しております。

(1) グロープライドの原点

当社グループは、“Feel the earth”（地球を五感で楽しもう）をテーマに、地球を舞台に、スポーツを通じ、人生の豊かな時間を提供するライフタイム・スポーツ・カンパニーとして、自然とスポーツを愛する世界中の人々に貢献してまいります。

(2) 事業別戦略の概要

〔フィッシング事業〕

当社の主力事業であり、世界トップの地位を有しております。

フィッシング・ブランドの「DAIWA」(ダイワ)は、「Feel Alive」最高の瞬間を感じていただくために、革新的な「ダイワ・テクノロジー」の開発・製品展開と、自然と日常が近づく新しいライフスタイルの創造、そしてサステナブルな環境を育み、世界のフィッシング市場を牽引します。

〔ゴルフ事業〕

スタイリッシュに上質な大人のゴルフを提案する「ONOFF」(オノフ)、すべてのゴルファーにベストな14本を提案する「FOURTEEN」(フォーティーン)、オンリーワンを求めるこだわりのゴルファーを魅了する「RODDIO」(ロッドディオ)ブランドを中心に、洗練された独自の世界観のあるブランディングを推進し、ブランド価値の向上をめざします。

〔スポーツ事業〕

歴史の中で培った品位と、プレースタイルをも変える革新的テクノロジーで、オンコートからオフコートまでラケットスポーツ・ライフを提案する「Prince」(プリンス)、走る喜び・勝つ喜びを提案する「Corratec」(コラテック)、[FOCUS] (フォーカス)ブランドを中心に展開するサイクルスポーツ等、各ブランディングの最適化と日本市場に適合した商品・サービスの開発に取り組み、ブランド価値の向上をめざします。

(3) 重点方策

① 市場優位性の追求

市場の要請に的確に対応できる事業体制を構築し、人生の新たな感動を創り出す企画・開発力、高い品質と価値のある製品提供力、そしてブランド認知度・信頼度・満足度の更なる向上を目指します。

② 国内市場の活性化と健全化

魅力溢れる市場・リテール開発やアフターサービスの拡充、物流機能の革新、そして次代を担うファンづくりなどに注力し、国内の事業基盤を強化します。

③ 海外市場の攻略

生販一体となったグローバル・マーケティングの強化を図ると共に、世界4ブロック戦略を推進し、市場特性に適合した事業基盤を構築します。

④ 環境への取り組み

地球に優しい製品・サービスづくりや、豊かな森林や水辺の保全、そして自然体験を通じた環境学習機会の提供などに取り組み、人と自然が共に生きる持続可能な社会づくりに貢献します。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

3. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 63 期	第 64 期	第 65 期	第 66 期
	(自2017年4月1日 至2018年3月31日)	(自2018年4月1日 至2019年3月31日)	(自2019年4月1日 至2020年3月31日)	(自2020年4月1日 至2021年3月31日)
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売 上 高	85,785	87,811	88,258	100,304
経 常 利 益	3,598	3,272	3,085	7,145
親会社株主に帰属する当期純利益	2,497	2,959	1,123	4,797
総 資 産	74,678	74,344	77,970	77,730
純 資 産	23,119	23,265	23,023	27,577
1株当たり当期純利益	217円36銭	257円63銭	97円79銭	417円75銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

4. 設備投資等及び資金調達の状況

- (1) 当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は42億3千5百万円で、その主なものは、新製品生産用の金型及び生産用機械装置等の取得であります。
- (2) 当連結会計年度の設備投資所要資金は、銀行借入金及び自己資金により賄いました。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特に記載すべき事項はありません。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
(国内) 株式会社ワールドスポーツ	48百万円	100%	釣用品の販売
ウインザー商事(株)	48百万円	100%	ラケットスポーツ用品の販売
(海外) ダイワ・コーポレーション	17,633千 米ドル	100%	釣用品の販売
ダイワ・スポーツ・リミテッド	3,000千 英ポンド	100%	釣用品の製造販売
ダイワセイコー(タイランド) Co., リミテッド	100,000千 タイバート	100%	釣用品の製造販売
ダイワ・ベトナム・リミテッド	45,000千 米ドル	100%	釣用品の製造販売

(注) 上記の重要な子会社6社を含めて、連結の範囲に含めた連結子会社は合計26社であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

10. 主要な事業の内容

当社グループは、釣用品、ゴルフ用品、ラケットスポーツ用品、サイクルスポーツ用品等を製造販売するスポーツ用品関連事業を柱として、福利厚生サービス等その他の事業を展開しております。

11. 事業所

当社本社	東京都東久留米市
国内販売拠点	当社 全国3営業所、(株)ワールドスポーツ (東京都)、ウインザー商事(株) (神奈川県)、(株)フォーティーン (群馬県)
海外販売拠点	ダイワ・コーポレーション (アメリカ)、ダイワ・スポーツ・リミテッド (イギリス、製造を兼ねる)、ダイワ・フランスS.A.S. (フランス)、ダイワ・コルモラン GmbH (ドイツ)、ダイワ・イタリアS.r.l (イタリア)、ダイワ (オーストラリア) Pty.リミテッド (オーストラリア)、ダイワ・コリア Co.,リミテッド (韓国)、ダイワ・スポーツ (広州) リミテッド (中国)、ダイワ (ホンコン) Co.,リミテッド (中国香港)、アジアダイワ (ホンコン) Co.,リミテッド (中国香港)、ダイワ・FT・エンタープライズ (台湾) Co.,リミテッド (台湾)、シンガポール・ダイワPTE.リミテッド (シンガポール)、ダイワ・スポーツ (M) SDN.BHD. (マレーシア)、ダイワ・キャスティング (広州) トレーディングCo.,リミテッド (中国)、《000》ダイワ・ロシア (ロシア)
国内生産拠点	当社 東京工場 (東京都)、那須ダイワ(株) (栃木県)
海外生産拠点	ダイワセイコー (タイランド) Co.,リミテッド (タイ、販売を兼ねる)、ゾンサン・ダイワ・スポーティンググッズ・リミテッド (中国)、トンガン・ダイワ・スポーティンググッズ・リミテッド (中国)、ダイワ・ベトナム・リミテッド (ベトナム)
その他	(株)スポーツライフプラネッツ (東京都)、(株)ロジスポ (東京都)、(株)デスコ (東京都)

12. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
6,965 (名)	657名増

(注) 上記の従業員数には臨時従業員 (期末人員1,335名) を含んでおりません。

(2) 連結計算書類作成会社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
803 (名)	1名減	42.8 (才)	14.5 (年)

(注) 上記の従業員数には臨時従業員 (期末人員310名) を含んでおりません。

13. 主要な借入先

借入先	借入金等残高 (百万円)
(株) 三井住友銀行	6,256
(株) みずほ銀行	6,160
(株) りそな銀行	2,156
みずほ信託銀行(株)	1,355

14. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式総数（普通株式）

12,000,000株
(自己株式516,915株を含む)

2. 単元株式数

100株

3. 株主数

9,075名（前期末比1,568名減）

4. 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	869	7.57
(株) 日本カストディ銀行 (信託口)	653	5.69
丸紅(株)	579	5.04
(株) 三井住友銀行	562	4.89
MSIP CLIENT SECURITIES	478	4.16
住友生命保険(相)	457	3.98
グローバルイド取引先持株会	444	3.86
グローバルイド従業員持株会	240	2.09
(株) 日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	234	2.04
日本生命保険(相)	222	1.93

(注) 1. 当社は自己株式516千株を所有しており、上記大株主から除外しております。
2. 上記の持株比率は自己株式を控除して算出しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当または主な職業	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鈴木 一成		
常 務 取 締 役	藤掛 進	フィッシング営業本部長 兼営業一部長兼CSR担当	ダイワ (オーストラリア) Pty.リミテッド 取締役会長 ダイワ・コリアCo.,リミテッド 取締役会長 ダイワ・FT・エンタープライズ (タイワン) Co.,リミテッド 取締役会長 ダイワ (ホンコン) Co.,リミテッド 取締役 シンガポール・ダイワPTE.リミテッド 取締役 《000》ダイワ・ロシア 取締役 (株)ワールドスポーツ 取締役 (株)ロジスポ 取締役
常 務 取 締 役	大竹 有司	フィッシング営業本部副 本部長兼マーケティング 一部長兼広報担当	ダイワ (オーストラリア) Pty.リミテッド 取締役 ダイワ・コーポレーション 取締役 ダイワ・スポーツ・リミテッド 取締役 ダイワ・フランスS.A.S. 取締役 ダイワ・イタリアS.r.l 取締役 ダイワ・コルモランGmbH 取締役
常 務 取 締 役	鈴江 浩康	フィッシング生産本部長 兼品質、法務知財担当	那須ダイワ(株) 取締役会長 (株)ロジスポ 取締役 ソンサン・ダイワ・スポーツンググ ズ・リミテッド 取締役会長 アジアダイワ (ホンコン) Co.,リミテ ッド 取締役
取 締 役	稲垣 隆	ダイワ・コルモラン GmbH代表取締役社長	ダイワ・スポーツ・リミテッド 取締役 会長 ダイワ・フランスS.A.S. 取締役 ダイワ・イタリアS.r.l 取締役
取 締 役	谷口 央樹	経理部長兼経営企画室長 兼情報システム担当	ウインザー商事(株) 取締役
取 締 役	黒澤 敬幸	総務部長兼リスク管理、 IR、お客様センター担 当	(株)デスコ 代表取締役社長 (株)フォーティーン 取締役
取 締 役	上竹 昭浩	フィッシング生産本部リ ール製造部長	ダイワセイコー (タイランド) Co.,リミ テッド 取締役会長 トンガン・ダイワ・スポーツンググ ズ・リミテッド 取締役会長 (株)ワールドスポーツ 取締役

地 位	氏 名	担当または主な職業	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	高橋 智隆		(株)ロボ・ガレージ 代表取締役社長 (株)Marine X 取締役 大阪電気通信大学総合情報学部情報学科 客員教授 総務省異能ベクションスーパーバイザー ワールジャパン戦略推進会議委員
取締役(常勤監査等委員)	寺田 和英		
取締役(監査等委員)	村松 高男	税理士	ベストテラ(株) 社外監査役 セレンディップ・ホールディングス(株) 社外監査役 イオンモール(株) 社外監査役
取締役(監査等委員)	松井 巖	弁護士	(株)オリエントコーポレーション 社外監 査役 東鉄工業(株) 社外監査役 長瀬産業(株) 社外監査役 (株)電通グループ 社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、高橋智隆、村松高男及び松井巖の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、各氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
2. 社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等に出席し、取締役(監査等委員を除く)から情報を収集するとともに、内部統制グループとの連携を密接に図ることを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員として取締役寺田和英氏を選定しております。
3. 取締役(監査等委員)村松高男氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)松井巖氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当期中の会社役員の変動
2020年6月26日開催の第65回定時株主総会において、上竹昭浩氏が取締役に選任され、就任いたしました。
2020年6月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、取締役岸明彦、取締役白井徹夫、取締役金子京市の3氏は任期満了により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役高橋智隆、村松高男及び松井巖の3氏と会社法第423条第1項に定める損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社子会社の取締役、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約により、被保険者が負担することになる役員としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生ずることのある損害について、填補することとしております。

なお、当該契約の保険料は、株主代表訴訟敗訴時のリスク部分については、当社取締役が負担し、それ以外は当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月10日開催の取締役会の決議にて定めております。その概要は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には業務執行取締役の報酬については固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、社外取締役の報酬については基本報酬のみとしております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業務執行取締役の役位別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位、職責により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は取締役会の委任を受けた代表取締役社長が、独立社外取締役会と協議の上、種類別の報酬割合の範囲内で決定していることから、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬としての基本報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会で協議の上決定しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会において年額2億5千万円以内（うち社外取締役2千万円以内）と決議しております（使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長鈴木一成が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。委任された権限が適切に行使されるよう、代表取締役は独立社外取締役会と協議を行った後に報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種別の総額 (百万円)		対象役員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く）	171	149	22	12
取締役（監査等委員）	28	27	0	3
合計 (社外取締役)	200 (24)	177	23	15 (3)

(注) 1. 上記のほか使用人兼務取締役の使用人給与と相当額（賞与を含む。）を6名に対し67百万円支給しております。

2. 上記報酬等の額には2020年6月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した3名の支給額が含まれています。

3. 期末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）9名、取締役（監査等委員）3名です。

(5) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給することとしております。

業績連動報酬等の算定方式は、業務執行取締役共通の定量指標として、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の各々について、対前年伸長率、対計画（公表値）達成率を用いております。定量指標の選定理由は当社の中期経営計画の目標数値として連結売上高及び連結営業利益を設定しているためであります。また、個人別の定性的な評価指標として、管掌部門の方針達成度、取締役としての能力の発揮状況を用いております。

各々の評価項目についてウエイト付けをし、個人別に評価を行い、合計点数に応じて5段階評価を実施し、各役位ごとに基準となる金額（基本的には前年度の支給額）を起点として、評価ごとの掛率を乗じて仮の支給額を算定後、株主への配当金、従業員への賞与、その他特筆すべき事項があれば、それらを勘案し、支給額を算定しております。

なお、当事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益は、30ページに記載のとおりであります。

5. 社外取締役に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役高橋智隆氏は、(株)ロボ・ガレージの代表取締役社長、(株)Marine Xの取締役、大阪電気通信大学総合情報学部情報学科の客員教授を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）村松高男氏は、ベステラ(株)、セレンディップ・ホールディングス(株)及びイオンモール(株)の社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）松井巖氏は、(株)オリエントコーポレーション、東鉄工業(株)及び長瀬産業(株)の社外監査役、(株)電通グループの社外取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	高橋 智隆	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、独立社外取締役会3回全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。また、設計・デザインに関しての専門知識とマーケティングの見識から、社内プロジェクトに参画し、「もの作り」に関して有意義なアドバイスを行っております。
社外取締役 (監査等委員)	村松 高男	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、監査等委員会12回のうち11回に、そして独立社外取締役会3回全てに出席し、税理士として専門的立場から、税務に関するアドバイスはもちろん、資本コストや投資採算計画の適正性、またガバナンス向上に関する指摘等、適宜必要な発言を行っております。
	松井 巖	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、監査等委員会12回のうち11回に、そして独立社外取締役会3回全てに出席し、検察官としての長年の経験及び弁護士として専門的立場から、コンプライアンス、リスク管理等に関するアドバイスや、ガバナンス向上に関する指摘等、適宜必要な発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算書類の監査

当社の重要な子会社（「I. 企業集団の現況に関する事項」の「9. (2) 重要な子会社の状況」に記載）のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	51百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
合計	51百万円

(2) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監督計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会はその事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制につきまして、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会にて決議しております。

その内容は以下のとおりです。

(1) 当社及び子会社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程等に則り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ② 代表取締役社長は、法令、定款及び取締役会規程等に則り、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会規程、社内規則に従い職務を執行する。
- ③ 取締役は、法令、定款、取締役会規程及び業務分掌規程等に従い、忠実に業務を遂行する。
- ④ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、監査等委員会監査等基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。
- ⑤ 取締役は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、業績及び財務状況の報告の適正性を確保するための社内体制を構築し、その整備・運用状況を定期的に評価及び改善する体制の構築を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る重要な情報及び文書の取り扱いについては、文書管理規程等社内標準に従い、作成、保存するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態に管理する。
- ② 法令または証券取引所適時開示規則等に則り、必要な情報開示を行う。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況については、監査等委員会の監査を受ける。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、代表取締役がリスク管理の統括責任者となり、管理部門担当取締役をリスク管理推進責任者に任命するとともに、定期的に当社及び子会社よりリスク管理に係る報告を受け、重要事項について意思決定する体制を構築する。
- ② 当社及び子会社は、自社における業務執行に係るリスク管理を行う体制を整備する。また、必要に応じて規程、マニュアル等を整備するとともに、適時教育・啓蒙を行う。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、中期経営計画をはじめとした経営の執行方針及び法令において定められている事項等の経営に係る重要事項を決定し、使用人の業務執行状況を毎月開催する「経営会議」の場で確認する。
 - ② 取締役会（原則月1回開催）において、経営に係る重要事項の決定と取締役の職務執行状況を確認する。
- (5) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① CSR（企業の社会的責任）活動を統括するCSR委員会にコンプライアンスに係る統括機能を持たせ、役職員が、当社グループ全体に法令、その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるよう推進を図る。
 - ② 万一、コンプライアンス違反に関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案が代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。
- (6) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は子会社の役員が出席する関係会社経営検討会を定期的で開催し、各子会社から事業報告をさせるとともに、当社グループ全体の経営に関わる協議を行う。
 - ② 子会社には、必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、取締役は当該会社取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行状況を監査する。
 - ③ 総務部・経理部等の関係部門は、その専門的機能につき子会社または当該関係部門の要請に基づいて支援を行う。
 - ④ 内部監査部署は、代表取締役社長の指示により当社及び子会社に対して会計監査または業務監査を行い、取締役会、監査等委員会、総務部・経理部等の関係部門の関係者に報告する。
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の人事事項に関しては監査等委員会と取締役で協議するものとする。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指示命令に従うものとする。

- (8) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社監査等委員会に報告すべき事項及び報告の方法を定める。
 - ② 当社監査等委員会は、毎年度末に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し業務遂行状況に関する確認書の提出を求める。
 - ③ 当社監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に報告を求めることができる。
- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- 当社及び子会社は当社監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いをしないことを周知徹底する。
- (10) 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）上必要となる費用等については、全額会社が負担する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会が、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部署及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制を構築する。
 - ② 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が、監査の重要性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査等委員会の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
 - ③ 監査等委員会は、内部監査部署及び会計監査人と定期的に会合をもつなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査の実効性確保を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備運用しております。当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち、主なものは以下のとおりです。

- ① 取締役会を12回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施しております。
- ② 監査等委員会を12回開催し、監査方針及び監査計画を決定し、取締役会における経営の透明性、客観性、適法性、妥当性を監査しております。
- ③ 監査等委員会による代表取締役及び取締役の監査・監督及び各部門の業務監査を定期的に行いました。また、内部統制グループによる各部門、及び子会社の監査を実施しております。
- ④ 独立社外取締役だけで構成されている独立社外取締役会を設置し、3回開催しております。その中で、取締役の指名・報酬等特に重要な事項に関して、適切な関与・助言を得ております。
- ⑤ CSR委員会コンプライアンス分科会を毎月開催し、コンプライアンスの状況、問題等の把握及び報告、対応策の協議を実施しております。
- ⑥ リスク管理委員会を2回開催し、想定されるリスクに対応するとともに、リスクに関する情報共有、管理について徹底しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当につきましては、安定した配当の継続を基本とし、当該連結業績及び将来の業績見通し等を勘案して利益配分を行うこととしており、内部留保資金につきましては、将来の事業拡大を図るための設備投資・投融資・研究開発費等に有効活用することを方針としております。

また、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、2021年5月13日開催の取締役会の決議により、1株あたり40円とさせていただきます。これにより、当事業年度における1株あたりの配当金は、中間配当金の1株あたり30円と合わせまして、70円（前事業年度から5円の増配）となっております。

(備考)

本事業報告中の金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,291	流動負債	34,242
現金及び預金	9,600	支払手形及び買掛金	6,954
受取手形及び売掛金	10,712	電子記録債権	6,470
電子記録債権	249	短期借入金	12,800
商品及び製品	20,626	未払金	3,184
仕掛品	3,091	未払法人税等	1,282
原材料及び貯蔵品	3,413	売上割戻引当金	119
その他	3,036	返品調整引当金	109
貸倒引当金	△440	ポイント引当金	614
固定資産	27,438	賞与引当金	767
有形固定資産	16,001	役員賞与引当金	23
建物及び構築物	4,766	その他の	1,915
機械装置及び運搬具	4,302	固定負債	15,909
土地	3,799	長期借入金	8,785
建設仮勘定	1,170	再評価に係る繰延税金負債	889
その他	1,962	退職給付に係る負債	5,677
無形固定資産	1,509	その他の	556
投資その他の資産	9,928	負債合計	50,152
投資有価証券	5,512	(純資産の部)	
繰延税金資産	2,209	株主資本	25,093
退職給付に係る資産	2	資本金	4,184
その他	2,267	利益剰余金	21,791
貸倒引当金	△62	自己株式	△881
		その他の包括利益累計額	2,345
		その他有価証券評価差額金	2,699
		繰延ヘッジ損益	30
		土地再評価差額金	1,977
		為替換算調整勘定	△2,296
		退職給付に係る調整累計額	△65
		非支配株主持分	138
		純資産合計	27,577
資産合計	77,730	負債純資産合計	77,730

連結損益計算書

(自2020年4月1日
至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		100,304
売上原価		63,726
売上総利益		36,578
販売費及び一般管理費		29,172
営業利益		7,405
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	83	
為替差益	47	
助成金収入	264	
その他	423	841
営業外費用		
支払利息	297	
売上割引	479	
コミットメントフィー	121	
その他	202	1,101
経常利益		7,145
特別利益		
固定資産売却益	14	
投資有価証券売却益	94	109
特別損失		
固定資産売却損	240	
投資有価証券評価損	102	
減損損失	427	
臨時休業等による損失	32	
その他	5	809
税金等調整前当期純利益		6,446
法人税、住民税及び事業税	1,943	
法人税等調整額	△292	1,650
当期純利益		4,795
非支配株主に帰属する当期純損失		△1
親会社株主に帰属する当期純利益		4,797

連結株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日
至2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当 期 首 残 高	4,184	0	17,747	△876	21,055
当期変動額					
剰余金の配当			△746		△746
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,797		4,797
自己株式の取得				△5	△5
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△7			△7
利益剰余金から資本剰余 金への振替		7	△7		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△0	4,043	△5	4,037
当 期 末 残 高	4,184	-	21,791	△881	25,093

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,735	21	1,977	△1,982	74	1,827	139	23,023
当期変動額								
剰余金の配当								△746
親会社株主に帰属する 当期純利益								4,797
自己株式の取得								△5
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動								△7
利益剰余金から資本剰余 金への振替								-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	963	8	-	△313	△140	517	△1	516
当期変動額合計	963	8	-	△313	△140	517	△1	4,554
当 期 末 残 高	2,699	30	1,977	△2,296	△65	2,345	138	27,577

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,046	流動負債	21,996
現金及び預金	3,010	支払手形	571
受取手形	356	電子記録債権	6,017
電子記録債権	1,335	買掛金	3,032
売掛金	7,639	短期借入金	8,406
商品及び製品	4,601	未払金	2,359
仕掛品	1,442	未払法人税等	484
原材料及び貯蔵品	1,086	返品調整引当金	109
短期貸付金	632	賞与引当金	563
未収入金	1,622	役員賞与引当金	23
その他の金	330	その他	429
貸倒引当金	△12	固定負債	14,241
固定資産	33,906	長期借入金	8,370
有形固定資産	8,504	再評価に係る繰延税金負債	889
建物	1,743	退職給付引当金	4,649
構築物	60	その他	332
機械及び装置	1,641	負債合計	36,238
工具、器具及び備品	778	(純資産の部)	
土地	3,490	株主資本	15,008
建設仮勘定	666	資本金	4,184
その他	125	資本剰余金	0
無形固定資産	739	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	24,663	利益剰余金	11,705
投資有価証券	5,418	利益準備金	712
関係会社株式	12,305	その他利益剰余金	10,993
関係会社出資金	4,947	繰越利益剰余金	10,993
長期貸付金	768	自己株式	△881
繰延税金資産	891	評価・換算差額等	4,706
その他	388	その他有価証券評価差額金	2,698
貸倒引当金	△55	繰延ヘッジ損益	30
		土地再評価差額金	1,977
資産合計	55,952	純資産合計	19,714
		負債純資産合計	55,952

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

損益計算書

(自2020年4月1日
至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		48,039
売上原価		34,041
売上総利益		13,998
販売費及び一般管理費		11,936
営業利益		2,061
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	665	
為替差益	69	
受取ロイヤリティー	358	
その他	417	
		1,536
営業外費用		
支払利息	136	
売上割引	2	
コミットメントフィー	121	
固定資産除却損	94	
その他	64	
		419
経常利益		3,177
特別利益		
投資有価証券売却益	94	94
特別損失		
固定資産売却損	233	
投資有価証券評価損	102	
減損損失	133	
関係会社株式評価損	658	
その他	5	
		1,134
税引前当期純利益		2,138
法人税、住民税及び事業税	607	
法人税等調整額	△25	581
当期純利益		1,557

株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日
至2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計
	資本金	資本金	利益剰余金			自己株式	
		剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金計		
		その他資本金剰余金		繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	4,184	0	637	10,257	10,894	△876	14,202
当期変動額							
剰余金の配当			74	△821	△746		△746
当期純利益				1,557	1,557		1,557
自己株式の取得						△5	△5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	74	736	811	△5	805
当 期 末 残 高	4,184	0	712	10,993	11,705	△881	15,008

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,736	21	1,977	3,735	17,938
当期変動額					
剰余金の配当					△746
当期純利益					1,557
自己株式の取得					△5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	962	8	-	971	971
当期変動額合計	962	8	-	971	1,776
当 期 末 残 高	2,698	30	1,977	4,706	19,714

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

グローブライド株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南 山 智 昭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローブライド株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローブライド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えている合理的と考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

グローブライド株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南 山 智 昭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローブライド株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行について監査をいたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、社内の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社についても、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けるとともに、必要に応じて業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

グローブライド株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 寺田和英 ㊟

監査等委員 村松高男 ㊟

監査等委員 松井巖 ㊟

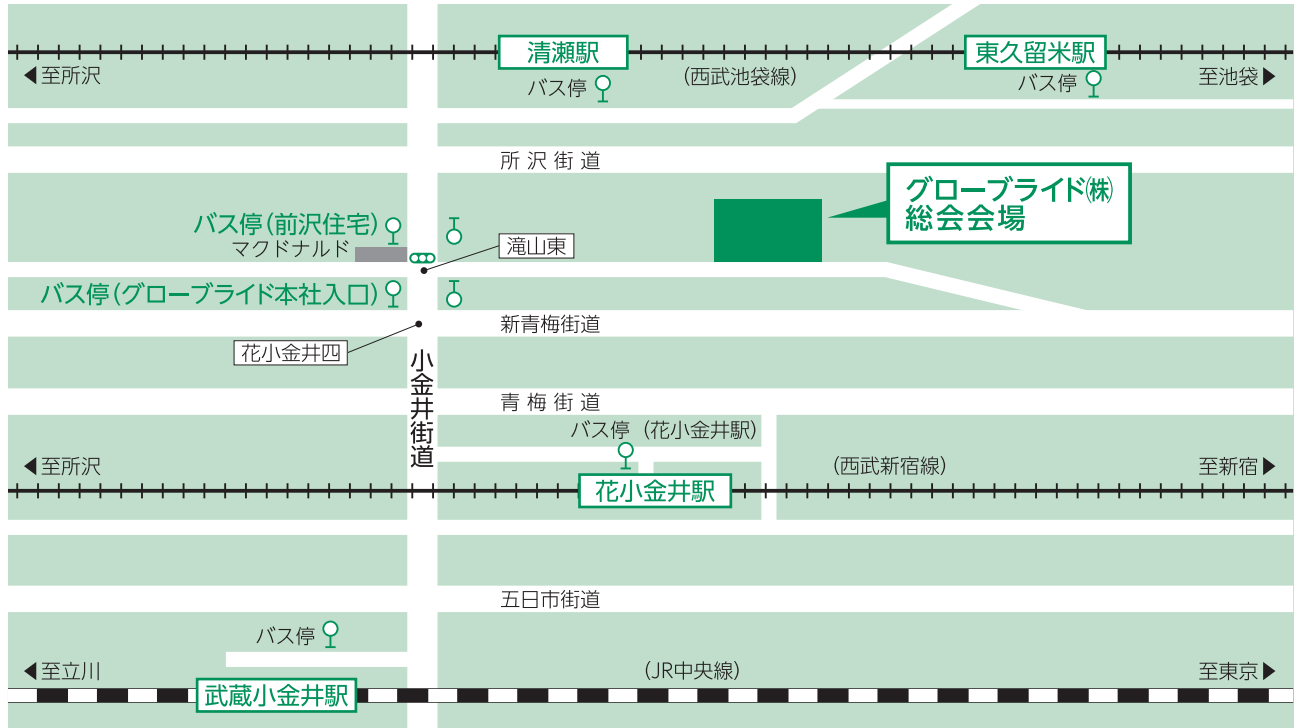
(注) 監査等委員村松高男及び松井巖は会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

第66回定時株主総会会場ご案内図



会場 東京都東久留米市前沢3丁目14番16号
 当社本店大会議室
 TEL.042-475-2101



- | | | | | |
|------------|---|-----------------------|---|-----------------------------------------------------|
| 下車駅 | } | ● JR中央線 武蔵小金井駅 | } | 西武バス (清瀬駅南口行・東久留米駅西口行)
グローブライド本社入口または前沢住宅下車徒歩10分 |
| | | ● 西武新宿線 花小金井駅 | | 西武バス (滝山営業所行・久留米西団地行)
グローブライド本社入口下車徒歩10分 |
| | | ● 西武池袋線 清瀬駅 | | 西武バス (武蔵小金井駅行)
前沢住宅またはグローブライド本社入口下車徒歩10分 |
| | | ● 西武池袋線 東久留米駅 | | 西武バス (滝山営業所行)
前沢住宅下車徒歩10分 |

※駐車場に限りがありますので、公共機関をご利用してのご来場をお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。

